

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	個人住民税の賦課に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

石巻市は、評価対象の事務において特定個人情報保護ファイルを取扱うに際し、個人のプライバシー等の権利利益に影響を与えうる特定個人情報の漏えい、その他の事態を発生させるリスクを認識し、このような危険性を低減させるために適切な措置を講じ、これをもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

石巻市長

公表日

令和5年12月25日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	個人住民税の賦課に関する事務
②事務の概要	<p>【事務の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方税法、その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による個人住民税の賦課に伴う業務 ・個人住民税に係る納税義務者の抽出及び確定申告、市県民税申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書、配当・報酬に係る支払調書など各種課税資料に基づく個人住民税の賦課及び納税義務者の所得・課税情報の管理・調査業務 <p>【特定個人情報保護ファイルを用いた事務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法の別表第二に基づき、個人住民税に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。 ・情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。
③システムの名称	個人住民税ユニット、国税連携システム、電子申告システム(eLTAX) (※申告支援システムはユニットに含む。)
2. 特定個人情報ファイル名	
個人住民税賦課ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一第16項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) ・番号法別表第二の以下の項 1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,23,26,27,28,29,31,34,35,37,39,40,42,48,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,119
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務部市民税課
②所属長の役職名	市民税課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	石巻市総務部総務課 住所:石巻市穀町14番1号 電話番号:0225-95-1111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	石巻市総務部市民税課 住所:石巻市穀町14番1号 電話番号:0225-95-1111

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[10万人以上30万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年1月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年1月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び重点項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [O]接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年7月15日	I 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	市民税課長 佐藤 幸士	市民税課長 片倉 昭彦	事後	
平成29年7月27日	I 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	市民税課長 片倉 昭彦	市民税課長 三浦 幸喜	事後	
平成31年2月1日	I 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	市民税課長 三浦 幸喜	市民税課長	事後	
平成31年2月1日	II 1. 対象人数の時点	平成27年1月1日時点	平成31年1月1日時点	事後	
平成31年2月1日	II 2. 取扱者数の時点	平成27年1月1日時点	平成31年1月1日時点	事後	
令和2年4月1日	II 1. 対象人数の時点	平成31年1月1日時点	令和2年1月1日時点	事後	
令和2年4月1日	II 2. 取扱者数の時点	平成31年1月1日時点	令和2年1月1日時点	事後	
令和3年9月1日	I 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	
令和3年11月10日	II 1. 対象人数の時点	令和2年1月1日時点	令和3年1月1日時点	事後	
令和3年11月10日	II 2. 取扱者数の時点	令和2年1月1日時点	令和3年1月1日時点	事後	
令和4年11月30日	I 5. 評価実施期間における担当部署 ①部署	財務部市民税課	総務部市民税課	事後	
令和4年11月30日	I 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	石巻市財務部市民税課	石巻市総務部市民税課	事後	
令和4年11月30日	II 1. 対象人数の時点	令和3年1月1日時点	令和4年1月1日時点	事後	
令和4年11月30日	II 2. 取扱者数の時点	令和3年1月1日時点	令和4年1月1日時点	事後	
令和5年11月30日	II 1. 対象人数の時点	令和4年1月1日時点	令和5年1月1日時点	事後	
令和5年11月30日	II 2. 取扱者数の時点	令和4年1月1日時点	令和5年1月1日時点	事後	